

第2期流山市成年後見制度 利用促進基本計画(案)

—令和9年度～令和13年度—

令和9年3月

流山市

Nagareyama City

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	1
3 計画策定の位置づけ	2
4 計画の期間	3
第2章 流山市の現状と課題	4
1 高齢者と障害者の状況	4
2 成年後見制度と日常生活自立支援事業の利用状況	6
3 成年後見制度に関する相談対応状況	7
4 市長申立て及び報酬助成の実施状況	8
5 高齢者等実態調査等から見た現状	8
6 第1期計画の取組状況の評価	20
7 第2期計画に向けた課題	21
第3章 基本目標と今後の取組	23
1 基本目標	23
2 今後の取組	27
■ 資料編	34

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や知的障害その他精神上の障害等により判断能力が不十分である方の不動産や預貯金等の財産管理、福祉サービス利用や施設入所に関する契約等の日常生活に必要な手続きに関して、その方の判断能力を補う成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任することにより、本人の不利益にならないよう権利を擁護し、支援する制度です。（成年後見制度の概要は34ページ資料編をご参照ください）

この制度は、平成12年から導入されましたが、全国的に制度が十分に活用されていない状況にあることから、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が平成28年に施行されました。これにより、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、財産管理に加え適切な身上の保護の実施といった制度の理念をより重視すべきことが確認されました。平成29年に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、この計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を策定すること、利用促進に向けて必要な体制を整備することが明記されました。また、令和4年に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」においては、成年後見制度を権利擁護支援の一つの手段として、地域共生社会の実現に向けて権利擁護支援策を総合的に充実させることが盛り込まれました。令和8年に閣議決定された「第三期成年後見制度利用促進基本計画」では、成年後見制度等の利用促進を目的とした民法改正に伴い、本人の意向の把握と尊重を法的義務化、必要性を要件とした制度利用、後見制度の終了・補助人（改正民法施行前における成年後見人等）交代の柔軟化等を含む成年後見制度の抜本的な見直しを受け、【国の第三期計画が公表された際にその内容を基に記載予定 】が盛り込まれました。

今後、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者や身寄りのない高齢者の増加が予想され、また、知的障害者や精神障害者を取り巻く課題も複雑化、多様化していることから、成年後見制度の需要が高まることが見込まれます。

以上のことから本計画を策定し、流山市における成年後見制度を中心とした権利擁護支援の計画的な推進を図ります。

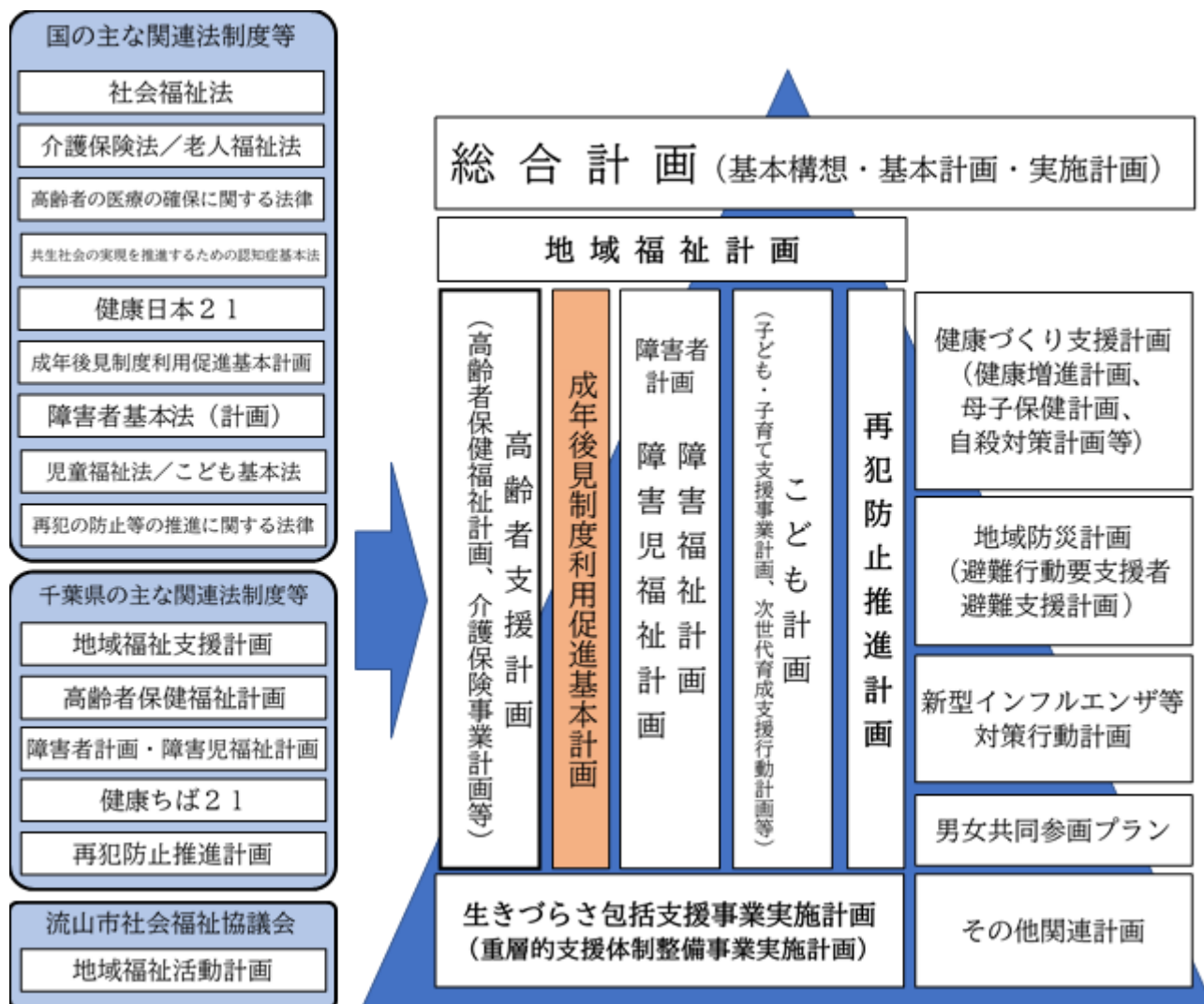
2 計画の目的

本市では、『生涯、一人ひとりの意思や権利が尊重され安心して暮らせるまちの実現』を目的として、制度利用が必要な方が適切に制度につながる為の成年後見制度利用促進をはじめとする権利擁護支援の体制整備を行っていきます。

生涯、一人ひとりの意思や権利が尊重され
安心して暮らせるまちの実現

3 計画策定の位置づけ

本計画は、促進法第14条の規定に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策について基本的な計画を定めるものです。流山市の最上位計画である総合計画や、地域福祉の基本的指針を示した地域福祉計画に基づく個別計画として策定し、高齢者支援計画や障害福祉計画とも整合性を図ります。



「持続可能な開発目標（SDGs）」との関連

本計画を推進することで、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向けた取組にも繋がっていきます。SDGsは、17のゴール（目標）と169のターゲット（取組）から構成されますが、本計画と関連性が高い目標として以下の3[10][11]が挙げられます。



4 計画の期間

計画期間は国の計画期間に合わせ令和９年度から令和１３年度までの５年間とします。

なお、計画期間の途中でも、各種法制度の改正等により、見直しの必要性が生じた場合は、適宜見直しを行います。

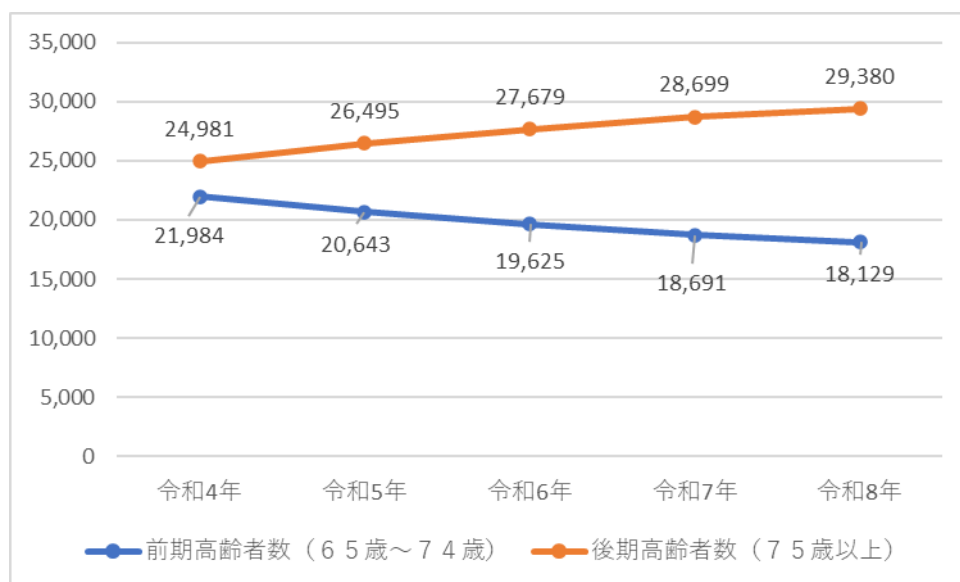
第2章 流山市の現状と課題

1 高齢者と障害者の状況

(1) 高齢者の状況

本市の高齢者人口は年々増加しており、令和8年4月1日時点で47,509人、総人口に占める割合は22.0%となっています。特に75歳以上の後期高齢者人口が増加しており、29,380人となっています。これに併せて、要支援・要介護認定者数も増加しており、令和8年3月31日時点で10,232人となっています。また、高齢者のいる世帯では半数以上が高齢者のみで生活しており、その割合も増加してきています。

■前期高齢者数及び後期高齢者数の推移



■高齢者数と要支援・要介護認定者数等

項目	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
高齢者数	46,965人	47,138人	47,304人	47,390人	47,509人
前期高齢者数	21,984人	20,643人	19,625人	18,691人	18,129人
後期高齢者数	24,981人	26,495人	27,679人	28,699人	29,380人
要支援・要介護 認定者数	8,690人	8,883人	9,321人	9,730人	10,232人
認知症自立度※ Ⅱa以上	4,229人	4,297人	4,559人	4,690人	4,825人

※厚生労働省が規定する「認知症高齢者の認知症生活自立度」

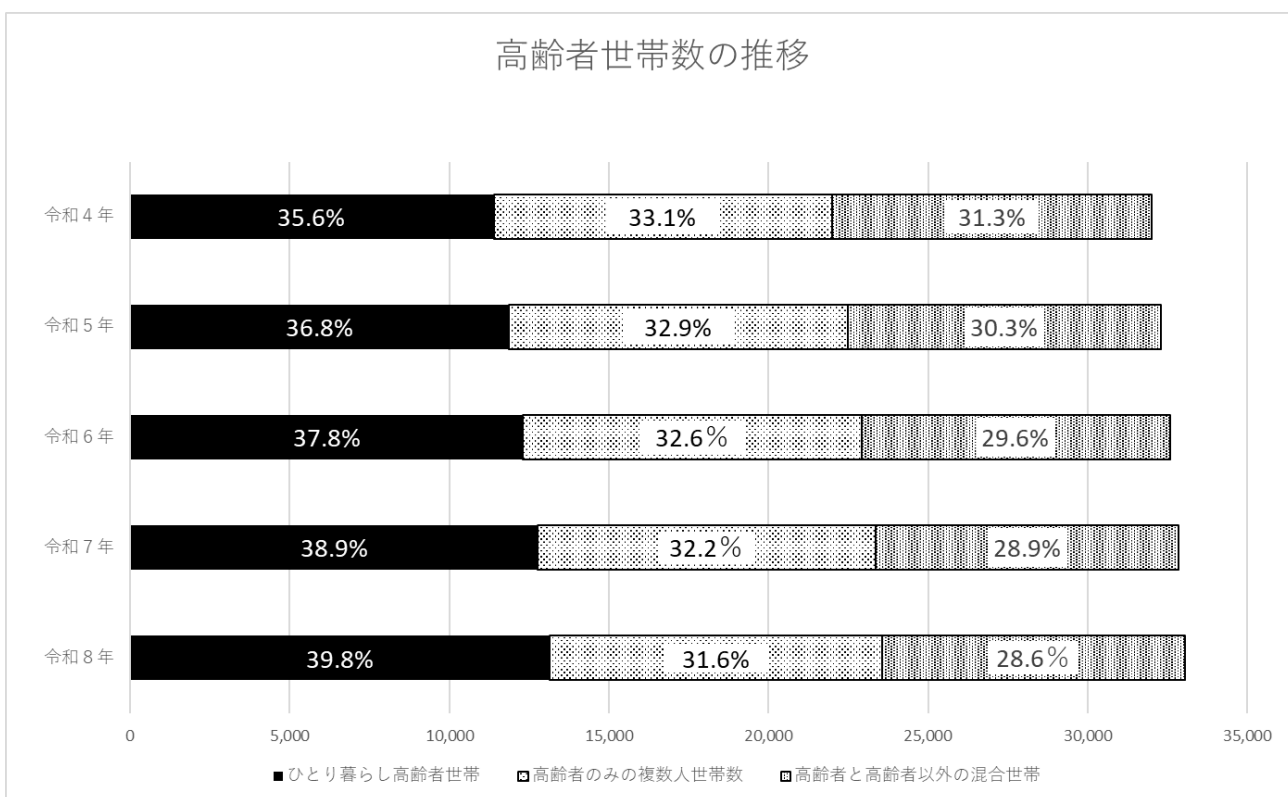
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）、行政報告書（各年3月31日時点）

■高齢者世帯数の推移

単位（世帯）

項目	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
高齢者のいる世帯数	32,006	32,283	32,574	32,853	33,042
高齢者と高齢者以外の混合世帯数	10,011	9,780	9,638	9,489	9,467
高齢者のみ世帯数	21,995	22,503	22,936	23,364	23,575
ひとり暮らし 高齢者世帯数	11,399	11,873	12,315	12,778	13,135
高齢者のみの複数人世帯数	10,596	10,630	10,621	10,586	10,440

資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）



(2) 障害者の状況

本市における療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加しています。

■療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数

項目	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
療育手帳所持者数	1,136 人	1,219 人	1,290 人	1,310 人	1,326 人
精神障害者保健福祉手帳所持者数	1,664 人	1,790 人	1,956 人	2,062 人	2,246 人

資料：障害者支援課（各年3月31日時点）

2 成年後見制度と日常生活自立支援事業の利用状況

本市における成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用者数は増加率に差はあるものの、ともに増加傾向です。認知症高齢者数や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移、相談窓口における各制度の相談件数の推移と比較すると実際の制度利用者数の伸びは緩やかな傾向にあります。

■市内における成年後見制度の利用者数

項目		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
法定後見	後見	232人	239人	246人	243人	254人
	保佐	145人	156人	158人	162人	162人
	補助	65人	64人	71人	62人	67人
	任意後見	22人	19人	17人	19人	25人
任意後見		2人	5人	7人	6人	5人

資料：千葉家庭裁判所（各年4月1日時点）

■日常生活自立支援事業の利用者数・相談件数

項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度※
利用者数	うち新規	18人	26人	37人	54人	61人
	うち解約	5人	12人	13人	22人	14人
	新規相談件数	4人	3人	4人	13人	7人
新規相談件数		28件	54件	68件	80件	83件

資料：流山市社会福祉協議会

3 成年後見制度に関する相談対応状況

本市においては、市民から権利擁護に関する相談を最初に受ける一次相談窓口として、高齢者なんでも相談室と障害者相談支援事業委託事業所を、一次相談窓口からの相談を受ける二次相談窓口として、成年後見推進センターを位置付けています。本市の各相談窓口における成年後見制度に関する相談対応件数は、増加傾向にあります。

■市内各相談窓口における成年後見制度等相談件数及び専門職による相談会の実施回数

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度※
一次相談窓口					
高齢者なんでも相談室 (5 か所合計)	175 件	208 件	220 件	353 件	件
障害者相談支援事業委託事業所 (3 か所合計)	26 件	119 件	118 件	196 件	件
二次相談窓口					
成年後見推進センター	256 件	464 件	731 件	1,365 件	件
その他相談会					
専門職による相談会 (うち成年後見推進センター主催)	11 回 (5 回)	12 回 (6 回)	12 回 (6 回)	12 回 (6 回)	14 回 (8 回)

資料：高齢者支援課、障害者支援課

■成年後見推進センターによる周知活動の実績

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度※
市民向け講演会	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
専門職対象研修会	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
出前講座	11 回	6 回	12 回	12 回	13 回

資料：高齢者支援課

※実績値のうち令和8年度分は、令和9年1月末時点の実績に基づき推計した年度末見込値です。
実際の年度末実績値は変動する可能性があります。

4 市長申立て及び報酬助成の実施状況

本市では、「流山市成年後見制度利用支援事業実施規則」に基づき、一定の条件の下、成年後見人等への報酬助成を実施しています。なお、令和5年度より申立て者が市長である方以外も利用できるよう対象要件を拡充しています。

■市長申立て件数及び報酬助成件数

項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度※
市長申立て	高齢者	13件	15件	12件	24件	26件
	障害者	3件	4件	3件	1件	1件
報酬助成	高齢者	18件	22件	26件	38件	40件
	障害者	5件	10件	12件	10件	10件

資料：高齢者支援課、障害者支援課（各年度3月31日時点）

5 高齢者等実態調査等から見た現状

(1) 高齢者等実態調査の結果

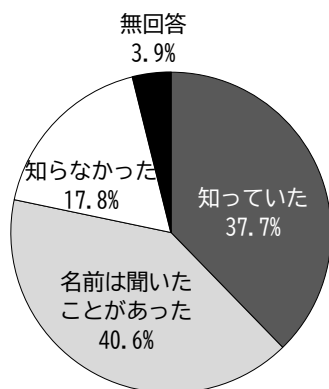
<「流山市高齢者等実態調査【結果報告書】」より抜粋>

高齢者一般調査（介護予防・日常生活圏域二エズ調査）結果

11. 成年後見制度について

(1) 成年後見制度の内容を知っていましたか。

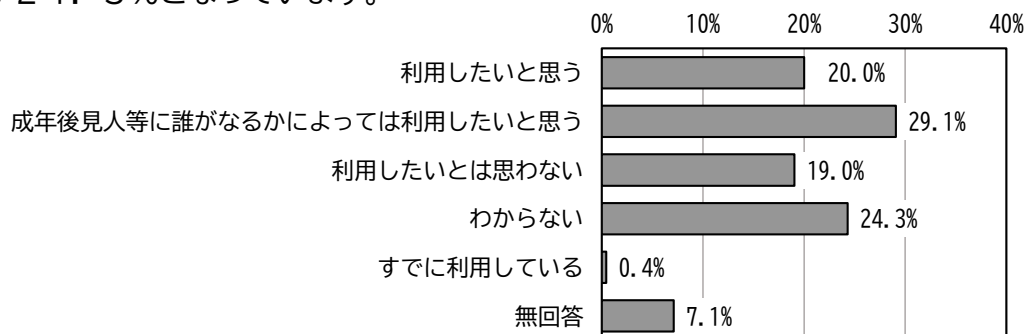
成年後見制度の認知度については、「名前は聞いたことがあった」が40.6%と最も多く、次いで、「知っていた」が37.7%、「知らなかった」が17.8%となっています。



項目	回答数	構成比
知っていた	594	37.7%
名前は聞いたことがあった	639	40.6%
知らなかった	281	17.8%
無回答	61	3.9%
合計	1,575	100.0%

(2) 将来的にご自身の判断能力が低下し、自分の身の回りの契約行為や財産管理などができなくなった場合に、成年後見制度を利用したいと思いますか。

成年後見制度の利用意向については、「成年後見人等に誰になるかによっては利用したいと思う」が29.1%と最も多く、次いで、「利用したいと思う」が20.0%となっています。また、「わからない」が24.3%となっています。

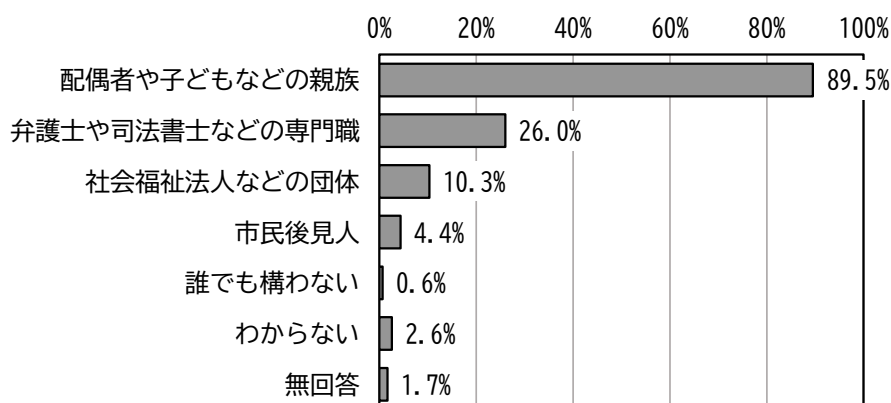


項目	回答数	構成比
利用したいと思う	315	20.0%
成年後見人等に誰になるかによっては利用したいと思う	458	29.1%
利用したいとは思わない	300	19.0%
わからない	383	24.3%
すでに利用している	7	0.4%
無回答	112	7.1%
合計	1,575	100.0%

【(2) で「利用したいと思う」または「成年後見人等に誰になるかによっては利用したいと思う」方のみ】

(2) - 1 あなたは、あなた自身の判断能力が不十分となった場合、誰に成年後見人等となって支援してほしいですか。(〇はいくつでも)

自身の判断能力が不十分となった場合、誰に成年後見人等となって支援してほしいかについては、「配偶者や子どもなどの親族」が89.5%と最も多く、次いで、「弁護士や司法書士などの専門職」が26.0%、「社会福祉法人などの団体」が10.3%となっています。

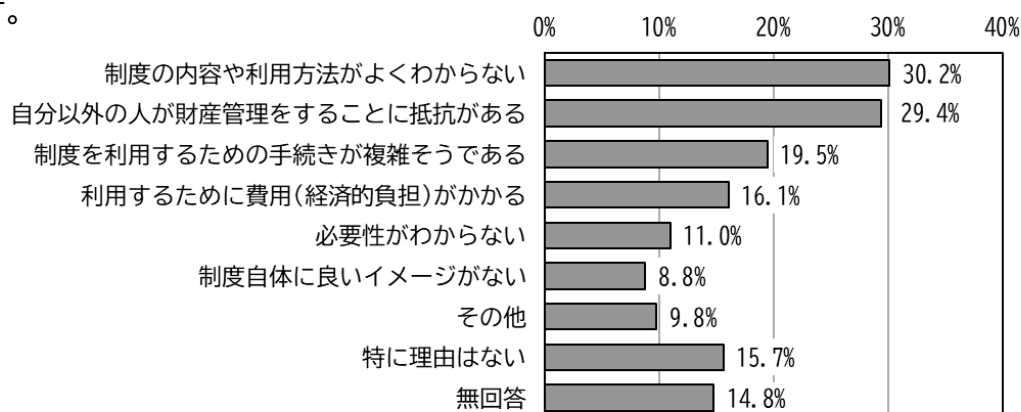


項目	回答数	構成比
配偶者や子どもなどの親族	692	89.5%
弁護士や司法書士などの専門職	201	26.0%
社会福祉法人などの団体	80	10.3%
市民後見人	34	4.4%
誰でも構わない	5	0.6%
わからない	20	2.6%
無回答	13	1.7%
回答者数：773人 複数回答可のため構成比の合計は100%を超える		

【(2) で「利用したいとは思わない」または「わからない」方のみ】

101 (2) -2 あなたが、「利用したいとは思わない」または「わからない」と答えた理由は何ですか。
(○はいくつでも)

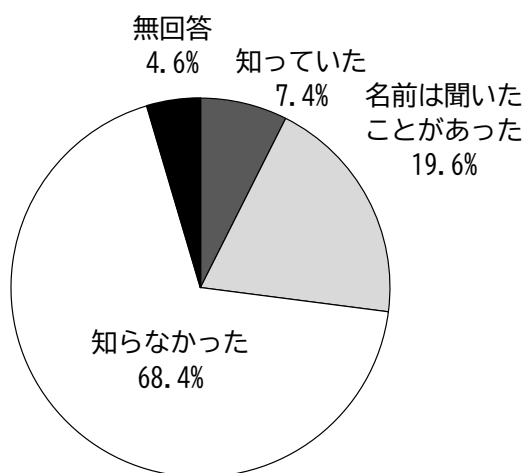
成年後見制度を「利用したいとは思わない」または「わからない」と答えた理由については、「制度の内容や利用方法がよくわからない」が 30.2%と最も多く、次いで、「自分以外の人が財産管理をすることに抵抗がある」が 29.4%、「制度を利用するための手続きが複雑そうである」が 19.5%となっています。



項目	回答数	構成比
制度の内容や利用方法がよくわからない	206	30.2%
自分以外の人が財産管理をすることに抵抗がある	201	29.4%
制度を利用するための手続きが複雑そうである	133	19.5%
利用するために費用(経済的負担)がかかる	110	16.1%
必要性がわからない	75	11.0%
制度自体にいいイメージがない	60	8.8%
その他	67	9.8%
特に理由はない	107	15.7%
無回答	101	14.8%
回答者数：683人 複数回答可のため構成比の合計は100%を超える		

(3) 市民後見人について知っていましたか。

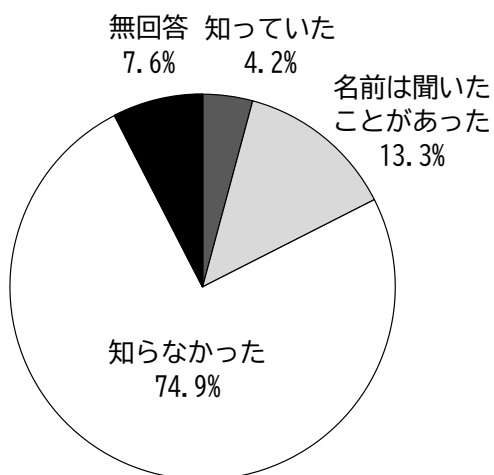
市民後見人の認知度については、「知らなかった」が68.4%と最も多く、次いで、「名前は聞いたことがあった」が19.6%、「知っていた」が7.4%となっています。



項目	回答数	構成比
知っていた	117	7.4%
名前は聞いたことがあった	309	19.6%
知らなかった	1,077	68.4%
無回答	72	4.6%
合計	1,575	100.0%

(4) 流山市成年後見推進センターについて知っていましたか。

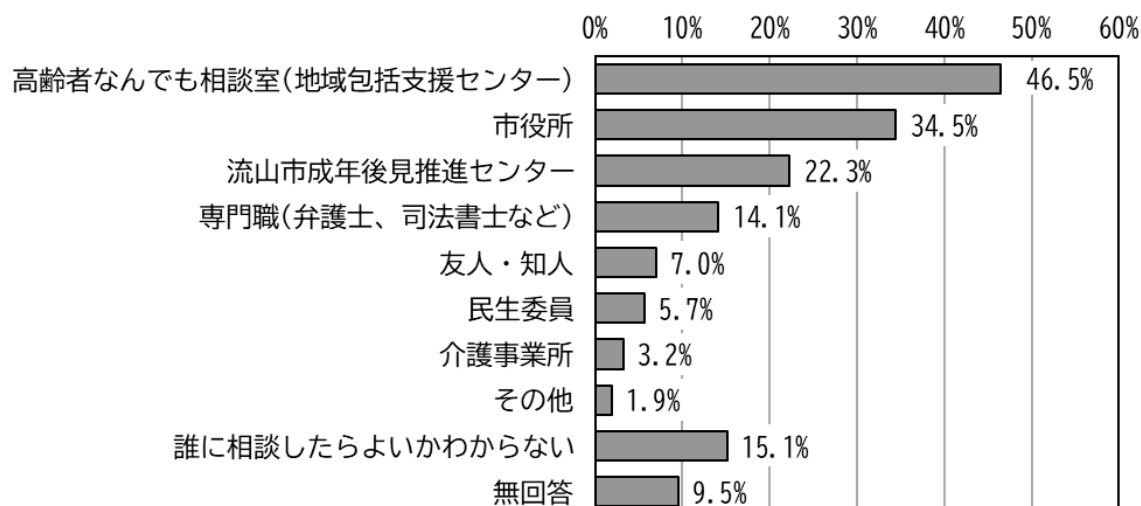
流山市成年後見推進センターの認知度については、「知らなかった」が74.9%と最も多く、次いで、「名前は聞いたことがあった」が13.3%、「知っていた」が4.2%となっています。



項目	回答数	構成比
知っていた	66	4.2%
名前は聞いたことがあった	210	13.3%
知らなかった	1,180	74.9%
無回答	119	7.6%
合計	1,575	100.0%

(5) 成年後見制度のことを相談するならどこに相談しますか。(〇はいくつでも)

成年後見制度の相談先については、「高齢者なんでも相談室(地域包括支援センター)」が46.5%と最も多く、次いで、「市役所」が34.5%、「流山市成年後見推進センター」が22.3%となっています。



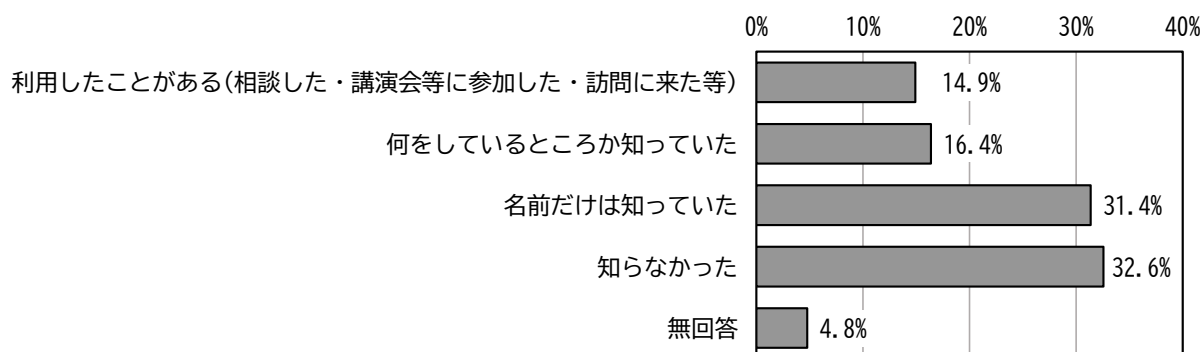
項目	回答数	構成比
高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）	732	46.5%
市役所	543	34.5%
流山市成年後見推進センター	351	22.3%
専門職（弁護士、司法書士など）	222	14.1%
友人・知人	111	7.0%
民生委員	89	5.7%
介護事業所	51	3.2%
その他	30	1.9%
誰に相談したらよいかわからない	238	15.1%
無回答	150	9.5%

回答者数：1,575人 複数回答可のため構成比の合計は100%を超える

【参考】高齢者なんでも相談室の認知度

高齢者なんでも相談室(地域包括支援センター)を知っていましたか。

高齢者なんでも相談室(地域包括支援センター)の認知度については、「知らなかった」が32.6%と最も多く、次いで、「名前だけは知っていた」が31.4%、「何をしているところか知っていた」が16.4%となっています。

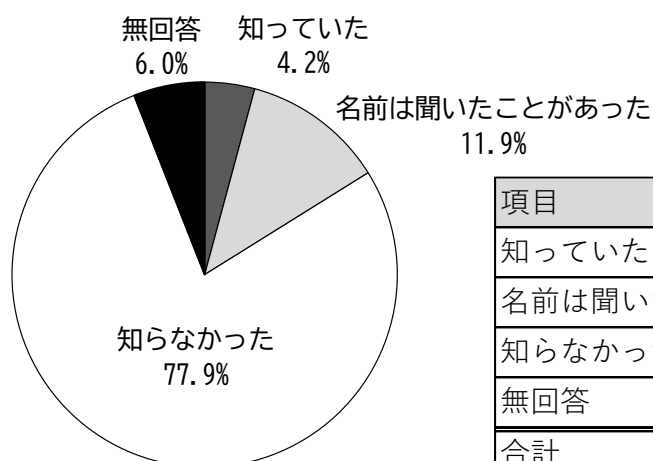


項目	回答数	構成比
利用したことがある（相談した・講演会等に参加した・訪問に来た等）	235	14.9%
何をしているところか知っていた	258	16.4%
名前だけは知っていた	494	31.4%
知らなかった	513	32.6%
無回答	75	4.8%
合計	1,575	100.0%

12. 日常生活自立支援事業（すまいる）について

(1) 日常生活自立支援事業（すまいる）の内容を知っていましたか。

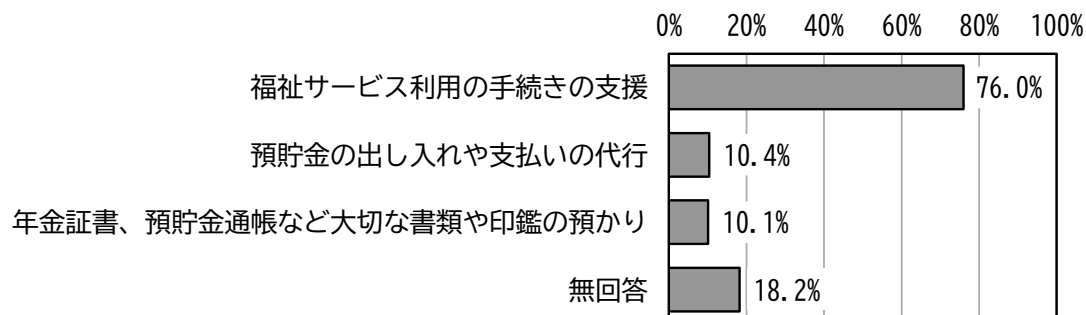
日常生活自立支援事業(すまいる)の認知度については、「知らなかった」が77.9%と最も多く、次いで、「名前は聞いたことがあった」が11.9%、「知っていた」が4.2%となっています。



項目	回答数	構成比
知っていた	66	4.2%
名前は聞いたことがあった	188	11.9%
知らなかった	1,227	77.9%
無回答	94	6.0%
合計	1,575	100.0%

(2) 日常生活自立支援事業（すまいる）を利用するとしたら、どのように利用したいですか。
（〇はいくつでも）

日常生活自立支援事業（すまいる）で利用したいことについては、「福祉サービス利用の手続きの支援」が 76.0%と最も多く、次いで、「預貯金の出し入れや支払いの代行」が 10.4%、「年金証書、預貯金通帳など大切な書類や印鑑の預かり」が 10.1%となっています。



項目	回答数	構成比
福祉サービス利用の手続きの支援	1,197	76.0%
預貯金の出し入れや支払いの代行	164	10.4%
年金証書、預貯金通帳など大切な書類や印鑑の預かり	159	10.1%
無回答	287	18.2%
回答者数：1,575人 複数回答可のため構成比の合計は100%を超える		

(2) 流山市高齢者等実態調査の結果から

・ 65歳以上の市民を対象に行った調査では、成年後見制度について「知っていた」と回答した方は 37.7%、「名前は聞いたことがあった」と回答した方が 40.6%となっています。また、「知っていた」と回答した方のうち、「利用したい」、「成年後見人等に誰になるかによっては利用したい」と回答をした方が 61.1%でした。一方で「知っていた」、「名前は聞いたことがあった」と回答した方のうち、「自分以外の方が財産管理するのに抵抗がある」ことを理由に「利用したくない」、「（制度を利用したいか）わからない」と回答した方が 12.7%でした。また、「制度の内容や利用方法がよくわからない」ことなどを理由に、「利用したくない」、「（制度を利用したいか）わからない」と回答した方も 28.1%となっています。このことから、本制度を認知している方は多いものの、市民の理解度には差があり、市民ごとの求める情報が異なることが分かります。そのため、周知対象に応じて提供する情報の内容を工夫していく必要があります。したがって、制度を十分に理解していない方に対しては制度の趣旨や具体的な活用方法、民法改正を踏まえた制度の見直し内容を全体的に周知する、制度を十分に理解いただいている方に対しては民法改正を踏まえた制度の見直し内容を重点的に周知します。また、制度を「財産管理」と捉えている方に対しては「尊厳ある本人らしい生活を継続できるようにする」ことを目的とした制度の趣旨を重点的に周知する等、市民一人ひとりが認知症等により判

断能力が低下した際に、適切な意思決定や相談につなげられるよう本人や家族に効果的な普及啓発を進めていく必要があります。

・従前は実質的に終身制となっていた成年後見制度が、民法改正に伴い、必要性があるときに専門職後見人による支援を受け、必要性がなくなった段階で終了できる「終われる後見」へと見直される予定です。成年後見制度を「誰がなるかによっては利用したい」と回答した方の内、62.5%は（2）-1のアンケートにおいて「配偶者や子どもなどの親族」のみと回答していることから、今後「終われる後見」のニーズについても高まっていくことが予想されます。そのため、制度の見直し内容の周知を重点的に行う必要があります。

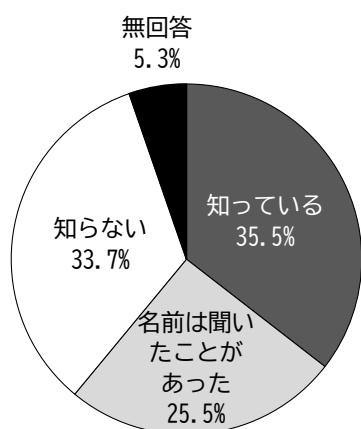
・高齢者なんでも相談室の認知度調査及び成年後見制度の相談先の調査において、高齢者なんでも相談室を認知しており、かつ成年後見制度の相談先として高齢者なんでも相談室を挙げている方は全体の37.3%でした。市民が成年後見制度を含む何かしらの支援が必要な方を発見した際に相談先に迷わない体制を構築するため、高齢者なんでも相談室の一次相談窓口としての機能の周知に注力していく必要があります。

（3）障害福祉計画アンケート調査の結果

＜「流山市障害福祉計画アンケート調査【結果報告書】」より抜粋＞

問 56 あなたは、成年後見制度を知っていますか。（○は1つだけ）

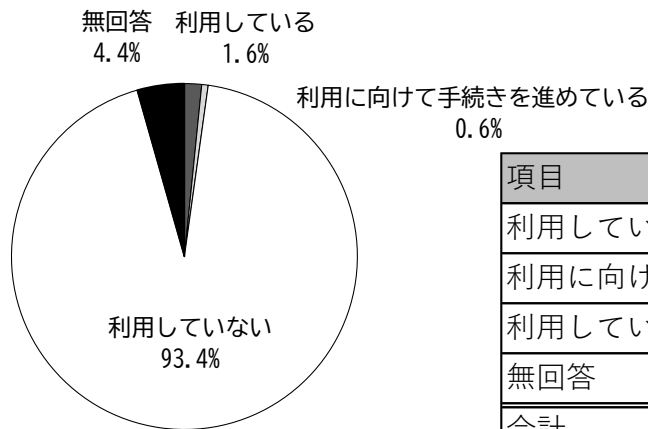
成年後見制度の認知度については、「知っている」が35.5%と最も多く、次いで、「知らない」が33.7%、「名前は聞いたことがあった」が25.5%となっています。



項目	回答数	構成比
知っている	341	35.5%
名前は聞いたことがあった	245	25.5%
知らない	324	33.7%
無回答	51	5.3%
合計	961	100.0%

問 57 あなたは、成年後見制度を利用していますか。（○は1つだけ）

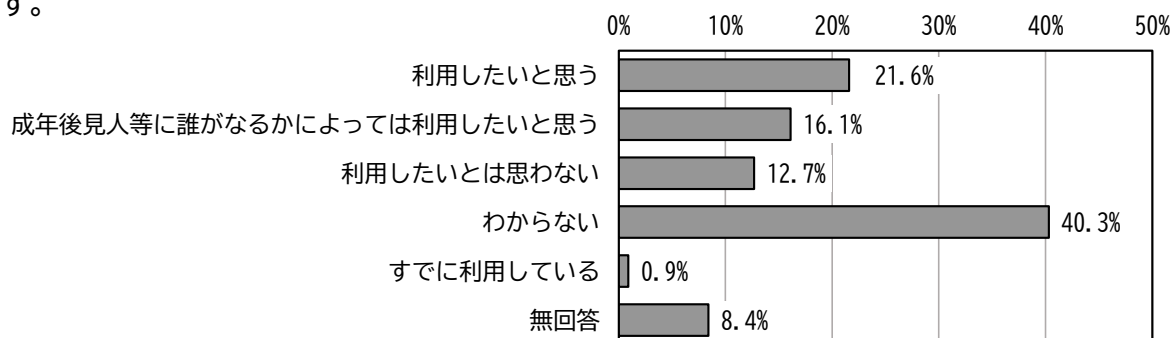
成年後見制度の利用については、「利用していない」が93.4%と最も多く、次いで、「利用している」が1.6%、「利用に向けて手続きを進めている」が0.6%となっています。



項目	回答数	構成比
利用している	15	1.6%
利用に向けて手続きを進めている	6	0.6%
利用していない	898	93.4%
無回答	42	4.4%
合計	961	100.0%

問 58 あなたは、将来的にご自身の判断能力が不十分となった場合に、成年後見制度を利用したいと思いますか。（○は1つだけ）

成年後見制度の利用希望については、「わからない」が40.3%と最も多く、次いで、「利用したいと思う」が21.6%、「成年後見人等に誰になるかによっては利用したいと思う」が16.1%となっています。

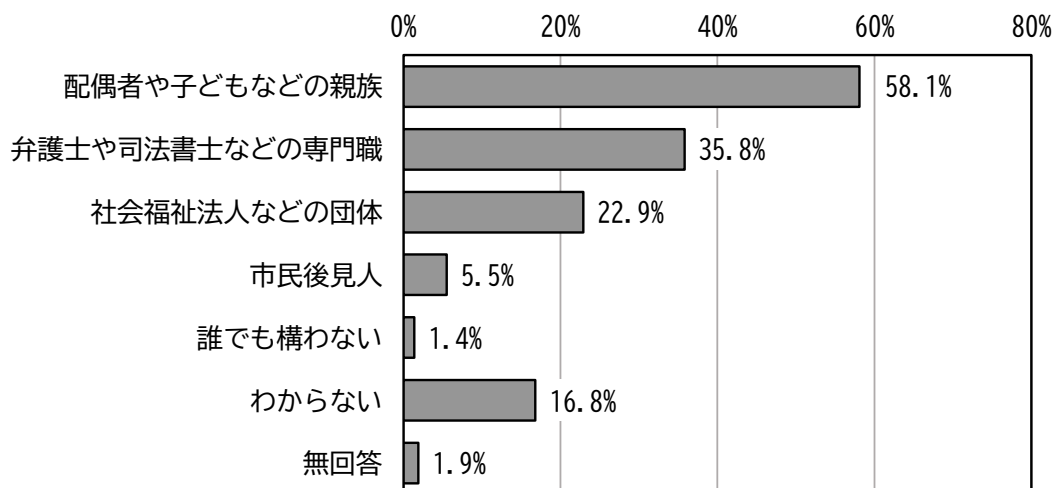


項目	回答数	構成比
利用したいと思う	208	21.6%
成年後見人等に誰になるかによっては利用したいと思う	155	16.1%
利用したいとは思わない	122	12.7%
わからない	387	40.3%
すでに利用している	9	0.9%
無回答	80	8.4%
合計	961	100.0%

問 58 で「1. 利用したいと思う」と回答した方にお聞きします。

問 58-1 あなたは、ご自身の判断能力が不十分となり、自分の身の回りの契約行為や財産管理ができなくなった場合に、誰に成年後見人等となって支援してほしいですか。(あてはまるものすべてに○)

成年後見人等となって支援してほしい人については、「配偶者や子どもなどの親族」が 58.1%と最も多く、次いで、「弁護士や司法書士などの専門職」が 35.8%、「社会福祉法人などの団体」が 22.9%となっています。

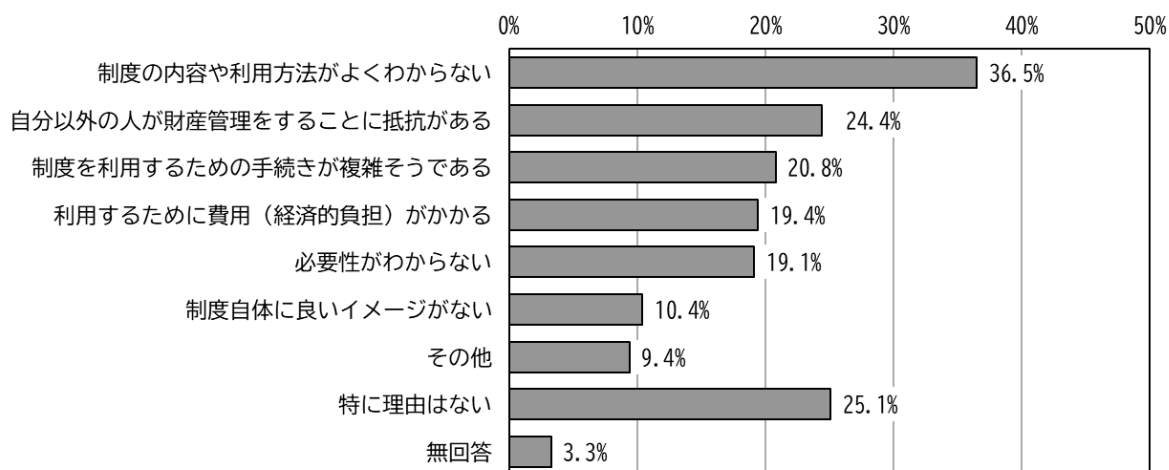


項目	回答数	構成比
配偶者や子どもなどの親族	211	58.1%
弁護士や司法書士などの専門職	130	35.8%
社会福祉法人などの団体	83	22.9%
市民後見人	20	5.5%
誰でも構わない	5	1.4%
わからない	61	16.8%
無回答	7	1.9%
回答者数：363人 複数回答可のため構成比の合計は100%を超える		

問 58 で「利用したいと思わない」、「わからない」のいずれかを選択した方のみ回答

問 58-2 あなたが、「利用したいと思わない」または「わからない」と答えた理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

成年後見制度を「利用したいと思わない」または「わからない」と答えた理由については、「制度の内容や利用方法がよくわからない」が 36.5%と最も多く、次いで、「特に理由はない」が 25.1%、「自分以外の人が財産管理をすることに抵抗がある」が 24.4%となっています。



項目	回答数	構成比
制度の内容や利用方法がよくわからない	186	36.5%
自分以外の人が財産管理をすることに抵抗がある	124	24.4%
制度を利用するための手続きが複雑そうである	106	20.8%
利用するために費用（経済的負担）がかかる	99	19.4%
必要性がわからない	97	19.1%
制度自体にいいイメージがない	53	10.4%
その他	48	9.4%
特に理由はない	128	25.1%
無回答	17	3.3%

回答者数：509人 複数回答可のため構成比の合計は100%を超える

(4) 障害福祉計画アンケート調査の結果から

障害者手帳を所持している方やサービスを利用している方、また、そのご家族に行った「障害福祉計画アンケート調査」では、成年後見制度について「知っている」と回答した方は 35.5%となっており、「名前は聞いたことがある」と合わせると半数を超えており本制度の認識は高まっていると考えられます。しかしながら、実際に利用している方は 1.6%、利用に向けて手続きを進めている方は、0.6%であり、全体的には低い状況です。成年後見人等に「配偶者や子どもなどの親族になってほしい」と回答した方は 58.1%、次いで「弁護士や司法書士などの専門職」が 35.8%となっています。「利用したいと思わない」「わからない」と回答した方の理由として「制度の内容や利用方法がよくわからない」が最も多くなっています。現状では成年後見制度を知っていても、実際に利用が必要な状態になっていない場合や誰が成年後見人等になるかによって利用を検討する方が多く、親なき後の不安の解消や将来に備えるために相談窓口を周知する、利用をためらう方に対して制度や利用方法の案内を行い、適切に本制度の理解の浸透や利用に繋げていくことが課題です。

6 第1期計画の取組状況の評価

(1) 施策1 地域連携ネットワークの構築

成年後見中核機関に求められる機能の検討を進めるとともに、適切な運営ができるよう、令和6年度より社会福祉士を1名増員し体制整備に努めました。また、ながれやま権利サポート会議を通し、困難事例及びその解決策について蓄積を行うとともに、一次相談窓口の職員を対象として年に複数回の勉強会を行い、相談窓口の機能強化に努めました。令和6年度及び令和7年度からは権利擁護が必要な方の支援に携わる一次相談窓口等が適切かつ迅速に権利擁護支援を行うため、随時弁護士による助言及び指導を受けることができる「流山市権利擁護アドバイザリー」（以下「権利擁護アドバイザリー」という。）と成年後見制度の利用が想定される方に対し受任者調整と権利擁護支援チームを早期に構築することを目的とした「流山市受任者調整を見越した事前関与スキーム」（以下「事前関与スキーム」という。）について協議を行い、試行をしました。（権利擁護アドバイザリーと事前関与スキームの詳細については37ページをご参照ください。）

(2) 施策2 成年後見等権利擁護支援の推進

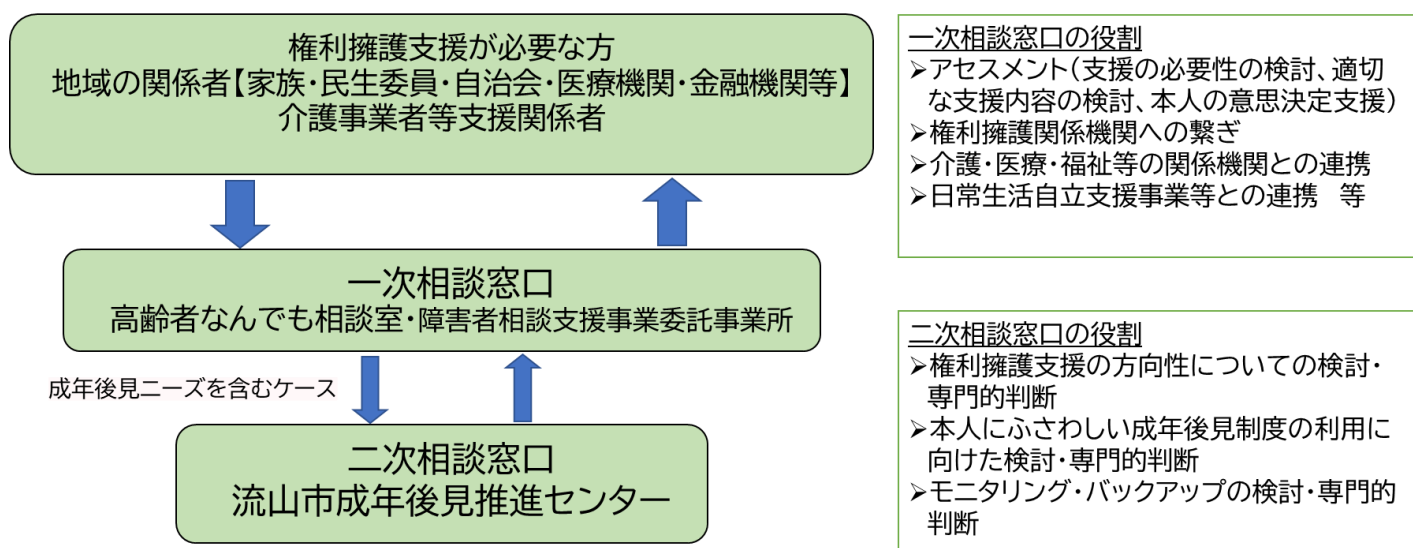
市民向け講演会や出前講座を開催し、広く成年後見制度の普及、啓発を行うとともに介護、医療、福祉等の専門職等を対象とした専門職対象研修会を開催し、成年後見制度の利用による効果・留意点や制度の活用が有効な事案のほか、支援を必要としている方を発見し支援に繋げることの重要性等の周知・啓発を行うとともに相談窓口の周知に努めました。

(3) 施策3 担い手の確保

市民後見人の養成に向け、市民後見人に対するニーズや活躍の場を踏まえ検討を行いました。流山市においては改正民法が施行（遅くとも令和10年12月）されるまでの間、専門職後見人の担い手が不足する可能性は低い見込みであり、市民後見人の活躍の場についても慎重に検討を続ける必要がある旨が流山市成年後見地域連携ネットワーク会議における結論となりました。また、市民後見人については成年後見制度の見直しを受け、今後求められる役割が変化していくことが見込まれるため、養成や育成の在り方についても慎重に検討を重ねる必要があります。

成年後見人等に対する支援については流山市成年後見推進センターに求められる役割や親族後見人を含む成年後見人等からのニーズの把握方法を重点的に検討しました。

■一次相談窓口及び二次相談窓口の役割



7 第2期計画に向けた課題

(1) 関係機関との連携体制の構築

権利擁護支援を必要とする方を必要な制度の利用に繋げるために、本人や、本人の身近な支援者向けの相談体制の整理と併せて、各種相談支援機関において対応が難しい場合や判断に迷う事例に対して、迅速かつ適切な対応を行うための仕組みとして権利擁護アドバイザリー及び事前関与スキームの整備を進め、PDCA サイクルを回していくことが必要です。また、流山市成年後見推進センターを中核機関として、法律や福祉の専門職を含めた関係機関による地域連携ネットワークを推進することにより、本人を中心とした権利擁護支援を支える連携体制の構築を進めていきます。

(2) 日常生活自立支援事業等その他制度との連携

流山市社会福祉協議会では日常生活自立支援事業として、判断能力に不安のある方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき金銭管理等の日常生活の援助を行っています。本人らしい生活の維持のために必要な支援に繋がれるよう、成年後見制度の利用促進と併せて日常生活自立支援事業の周知の協力及び連携を図ることが求められます。また、今後需要が高まることが予想される、終身サポート事業との連携体制の構築を図っていきます。

（３）成年後見制度及び相談先のさらなる周知

市民に対しては自身が認知症等になった際に成年後見制度を利用するか否か適切な意思決定の一助となるための情報提供を行うこと、家族や知人に成年後見ニーズが生じたときに相談をすることができる窓口を周知することを目的として、関係者に対しては制度の趣旨である意思決定支援の重要性を周知するとともに発見した成年後見ニーズに困らず対応を行うこと、権利擁護支援に関して相談できる窓口の明確化と浸透を図ることを目的として民法改正を踏まえた成年後見制度の周知活動を継続していきます。

（４）市長申立て及び成年後見制度利用支援事業の実施

今後も成年後見制度の需要は高まることが見込まれるため、引き続き後見制度の利用を必要としているが判断能力の低下等により自ら申し立てることが困難である方や、成年後見人等への報酬費用の支払いが困難である方に対し、支援を実施していく必要があります。

（５）担い手の確保

改正民法の施行前において専門職後見人の不足は見込まれないものの、「終われる後見」や必要性を要件とした制度利用等の成年後見制度の見直しにより、専門職後見人の在り方が変化していくことが見込まれます。また、今後の高齢者のみ世帯数の増加、認知症高齢者数、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加により、成年後見制度を利用する可能性がある方も増加することが見込まれ、併せて、成年後見制度を終了した後の支援者等（身寄りのない高齢者等を対象とした終身サポート事業者等を想定）の担い手不足が見込まれます。そのため、市民後見人をはじめとする担い手の養成・育成の在り方を検討するとともに、地域共生社会を目指した体制整備等についても検討の必要があります。また、親族後見人を含む成年後見人等への支援についてもニーズの調査を継続して行い、成年後見推進センターに求められる支援機能を満たす体制整備を検討します。

第3章 基本目標と今後の取組

1 基本目標

基本目標：権利擁護支援の体制づくり

・地域連携ネットワークの構築

成年後見制度等の権利擁護支援が必要な方が、早期の段階から相談に繋がるとともに、適切な意思決定支援を受けながら、必要な制度を利用できるよう国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、権利擁護支援の体制整備を進めていきます。取り組むべき事項について、次のとおり整理して位置付けます。

施策（１） 地域連携ネットワークの構築・深化	①中核機関・協議会の運営 ②相談支援体制の整理及び強化 ③権利擁護支援の検討を行う体制づくり及び機能強化
施策（２） 成年後見制度等権利擁護支援の推進	①成年後見制度の普及・啓発 ②市長申立て及び報酬助成の実施
施策（３） 担い手の確保	①市民後見人の養成・育成の在り方の検討 ②後見人活動支援の検討及び意思決定支援の重要性の周知

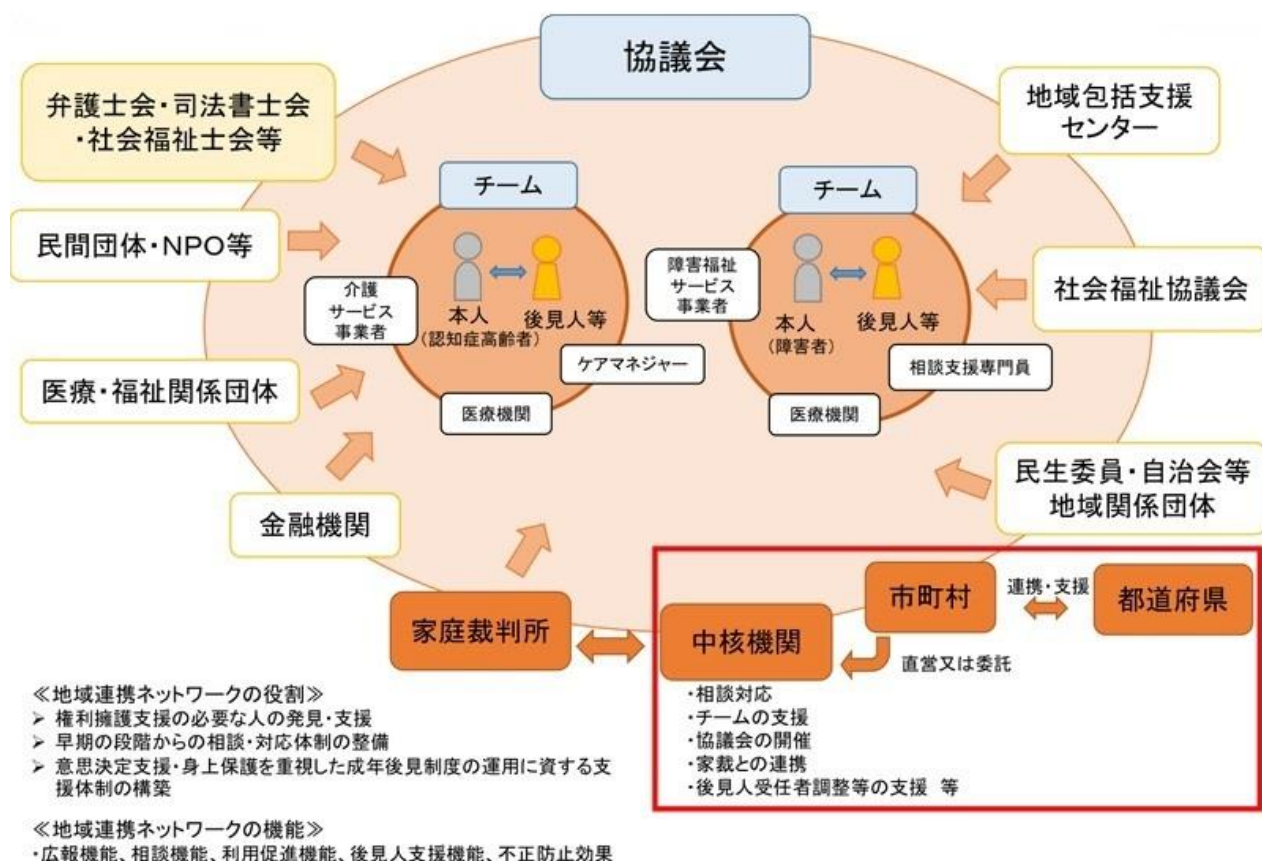
地域連携ネットワーク

（１） 地域連携ネットワークとは

権利擁護支援を必要としている方は、判断能力等の状況や取り巻く生活の状況により、その方らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合があります。本人らしい生活を継続するためには地域社会がこうした状況に気づき、意思決定の支援や、必要に応じた福祉や医療等のサービスの利用に繋げることが重要です。これらのことから、現に権利擁護支援を必要としている方も含めた地域に暮らす全ての方が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政等に司法を加えた地域連携ネットワークを構築することが必要とされています。

地域連携ネットワークには「権利擁護支援の必要な方の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割があり、この地域連携ネットワークを構築するための構成要素として①権利擁護支援チーム、②協議会、③中核機関があります。

【地域連携ネットワークのイメージ】厚生労働省作成資料より



ア 権利擁護支援チーム

本人に身近な親族や関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や選好、価値観を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。権利擁護支援が必要な方について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに成年後見人等が加わる形で「チーム」として関わる体制づくりを進めていきます。

イ 協議会

関係機関・団体が連携体制を強化し、自発的な協力を進める仕組みです。後見等開始の前後を問わず、法律・福祉の専門職や関係機関が権利擁護支援チームに対し必要な支援を行うことができるように協議の場を設け、体制整備を進めていきます。

ウ 中核機関

地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核的な機関です。「地域の関係者」に対し、広く成年後見制度の周知及び啓発を行うことに併せ、個別ケースにおいては、本人の支援者等からの相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行います。また、協議会の運営を通し、専門職団体や関係機関の協力・連携強化を図ります。

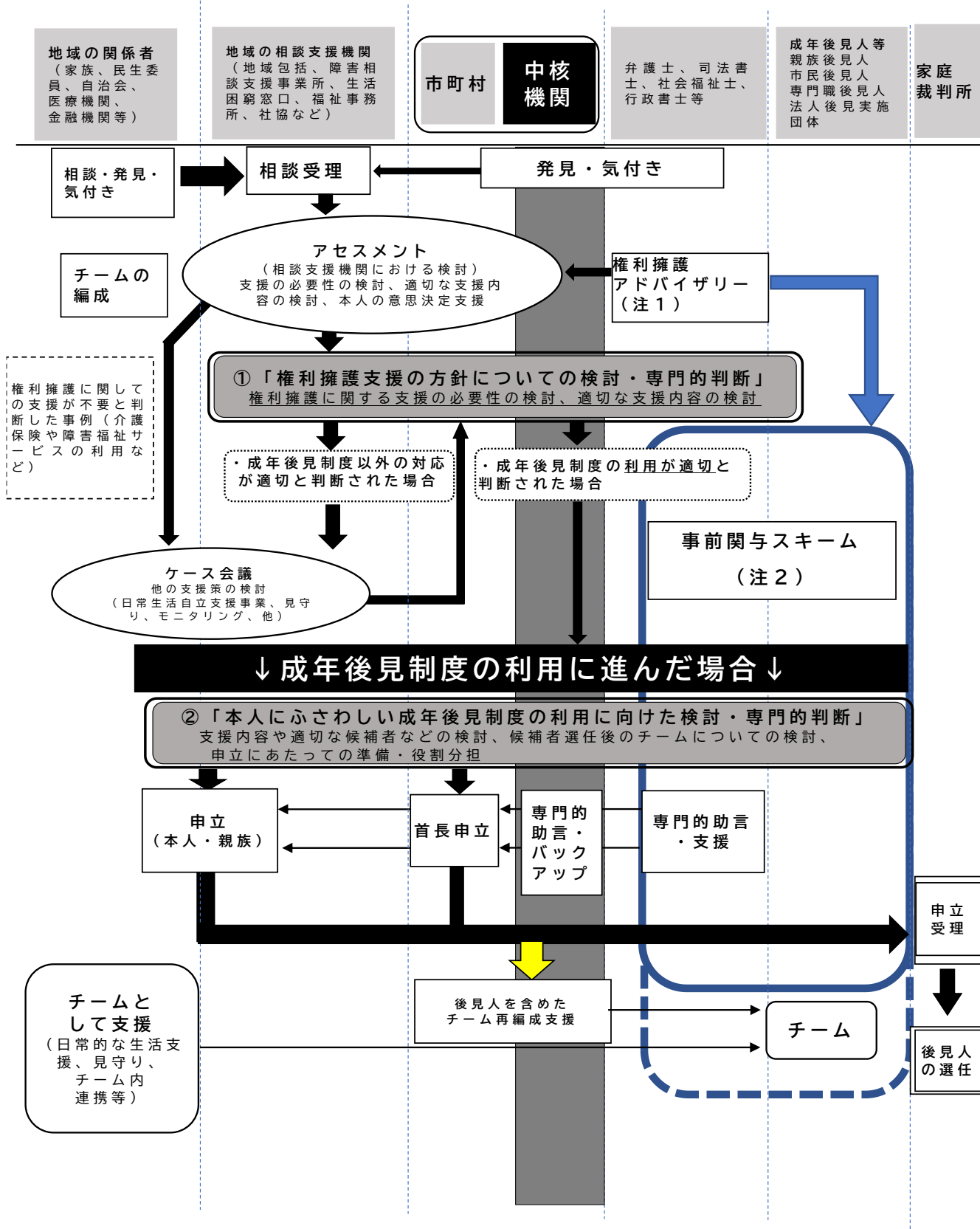
(2) 地域連携ネットワークの具体的機能

地域連携ネットワークが担う機能には、福祉・行政・法律専門職等の連携による「支援」機能と家庭裁判所による成年後見制度の「運用・監督」機能があります。福祉・行政・法律専門職等多様な主体による「支援」機能としては、支援の過程に応じて「権利擁護の相談支援機能」「権利擁護支援チームの形成支援機能」「権利擁護支援チームの自立支援機能」があります。

	福祉・行政・法律専門職等の連携による「支援」機能
権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前)	【権利擁護の相談支援機能】 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能
成年後見制度の利用の開始までの場面 (申立ての準備から後見人等の選任まで)	【権利擁護支援チームの形成支援機能】 中核機関が、専門職等と連携して、権利擁護支援の方針を検討し、その方針に基づき成年後見制度の申立て方法や適切な後見人等候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援チームの体制をかたちづくっていく機能
成年後見制度の利用開始後に関する場面 (後見人等の選任後)	【権利擁護支援チームの自立支援機能】 中核機関や専門職が、各種相談機関等と役割分担し、権利擁護支援チームの体制によって課題解決に向けた支援を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能

(3) 流山市における権利擁護支援窓口の体系図（厚生労働省「中核機関の役割」一部参照）

流山市における権利擁護支援の流れと各主体の役割を示した体系図です。流山市では独自の取組として、「権利擁護アドバイザリー」（注1）と「事前関与スキーム」（注2）を追記しています。（詳細は37ページをご参照ください）



2 今後の取組

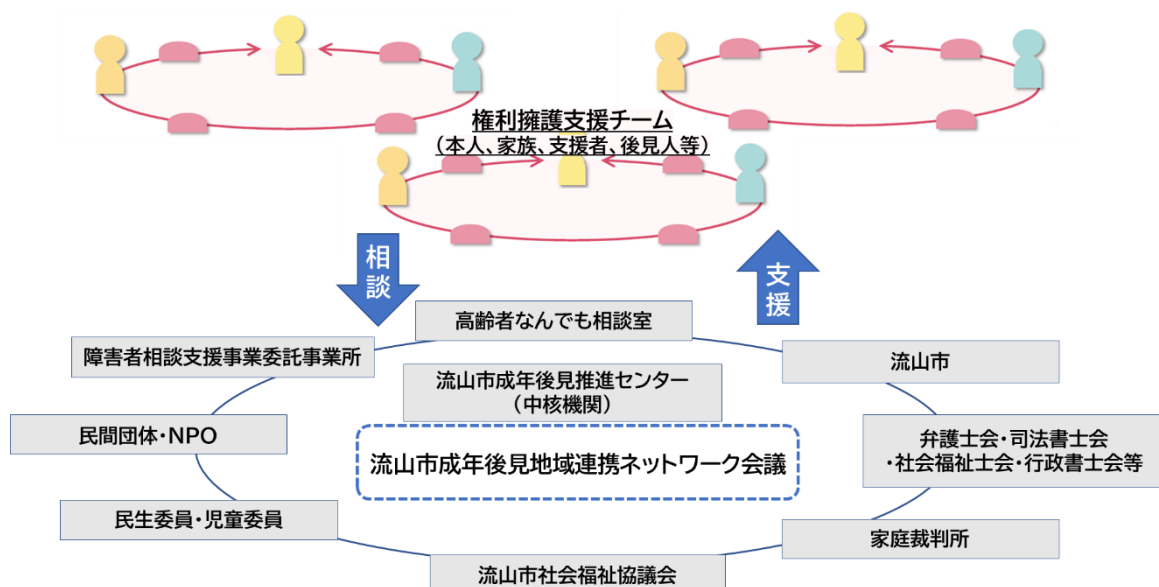
(1) 地域連携ネットワークの構築・深化

権利擁護の必要な方が制度の利用に繋がるよう、各関係機関が連携する地域連携ネットワークを構築していきます。既存の相談支援機関の機能を活かしながら、円滑な連携を図ることができるよう体制の整備を進めていきます。

ア 中核機関・協議会の運営

流山市成年後見推進センターを地域連携ネットワークの中核機関とし、地域において権利擁護に関わる支援者や専門職団体等による協議会である流山市成年後見地域連携ネットワーク会議の事務局を担います。流山市成年後見地域連携ネットワーク会議においては個々のケースに対する権利擁護支援チームでの対応を、法律や福祉の専門職団体や関係機関が支援する体制の検討や、チーム支援の中から抽出された地域課題の検討、成年後見推進センターの運営体制の評価等を行います。また、地域連携ネットワークのなかで、「権利擁護の相談支援機能」「権利擁護支援チームの形成支援機能」「権利擁護支援チームの自立支援機能」を担うことができるよう計画的に体制を整備し、併せて成年後見推進センターの機能の拡充を進めていきます。成年後見推進センターが自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担・調整する等、柔軟に実施、整備を進めていきます。なお、市は成年後見推進センターと連携し、各取組の方向性を検討するほか、計画の策定及び見直しを通して体制整備の進行管理を行います。また、今後の民法等の改正も見据え、成年後見推進センターが、より重要となる地域連携ネットワークの中核機関にふさわしい運営ができるよう人員の確保に努めます。

【権利擁護支援チームとネットワークの関係イメージ図】



イ 相談支援体制の整理及び強化

高齢者なんでも相談室及び障害者相談支援事業委託事業所を一次相談窓口とし、市民や身近な支援者等からの相談に応じて権利擁護支援の必要性や、適切な支援内容の検討等を行います。また、各相談窓口が様々な情報を把握し連携を図ることにより、相談に対し適切な助言及び情報提供を行い、必要な支援に繋がれるよう相談窓口機能の充実を図ります。

一次相談窓口に対し、支援を行うにあたっての法的課題等について専門的助言を受けることができる仕組みとして権利擁護アドバイザリーを整備し相談窓口の機能強化を図ります。二次相談窓口である成年後見推進センターは各相談窓口と事例検討や支援の振り返り等を通じて、緊急性の判断や権利擁護支援の必要性、各種支援や成年後見制度に繋げるタイミング等の確認を行い、連携を強化していきます。

市民やケアマネジャー、親族後見人を含む成年後見人等を対象に、専門職等による個別相談会を継続して実施し、遺言・相続と併せて成年後見制度や後見実務に関する相談に対応します。

日常生活自立支援事業と成年後見制度相互の移行等が円滑に進められるよう両制度の連携を図っていきます。また、地域福祉計画及び高齢者支援計画において検討されている終身サポート事業は、「終われる後見」への法改正によりニーズが高まっていくことが予想されるため、連携体制の構築に努めていきます。

■市内各相談窓口における成年後見制度等相談件数及び専門職による相談会開催回数

項目		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
計画値	一次相談窓口					
	高齢者なんでも相談室 (5 包括合計)	件	件	件	件	件
	障害者相談支援事業委託 事業所 (3 事業所合計)	148 件	163 件	178 件	193 件	208 件
	二次相談窓口					
	成年後見推進センター	件	件	件	件	件
	その他相談会					
	専門職による相談会	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回

※後見センター＜一次相談窓口の合計件数となる計画値とする

■日常生活自立支援事業の利用者数・相談件数

項目		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
計画値	利用者数	68人	75人	82人	89人	96人
	うち新規	14人	14人	14人	14人	14人
	うち解約	7人	7人	7人	7人	7人
	新規相談件数	86件	90件	94件	98件	101件

ウ 権利擁護支援の検討を行う体制づくり

一次相談窓口や成年後見推進センターでは、各機関と連携して本人を中心とした適切な権利擁護支援を検討していきます。成年後見制度の利用に関する専門的な判断が必要となる場合は、一次相談窓口や成年後見推進センターが弁護士に直接相談し、権利擁護支援の検討に関する場面、成年後見制度の利用開始までの場面に関する専門的助言を確保する方法として、権利擁護アドバイザリーの整備を進めるほか、適切な成年後見人等候補者の検討及びマッチング（受任者調整）の実施、成年後見制度利用前から専門職が事前関与を行うことを目的として、事前関与スキームの整備を進めていきます。

また、事前関与スキームを適用した案件についてはながれやま権利サポート会議で報告、検証を行います。体制の見直しの必要が発生した場合には、流山市成年後見地域連携ネットワーク会議にて協議し、適宜見直しを行っていきます。なお、流山市成年後見地域連携ネットワーク会議の事前会議として流山市成年後見相談窓口連携会議を設置し、一次相談窓口の意見集約を行うとともに、各一次相談窓口の連携強化、勉強会を通じた一次相談窓口の機能強化に努めます。

《ながれやま権利サポート会議》

事前関与スキームを適用した案件について、法律・福祉の専門職を交えて報告及び検証を行う会議です。専門多職種からの多角的な視点により検証し、事例の蓄積を行い一次相談窓口等の今後の支援に活かせるよう整理を行うとともに、事前関与スキームの適用方法や体系的課題の発見を行います。

《流山市成年後見地域連携ネットワーク会議》

地域において権利擁護に関わる支援者や専門職団体等による協議会です。関係機関の連携強化や地域における課題の検討、ながれやま権利サポート会議で抽出された事前関与スキームの体系的課題及び改善についての協議、成年後見推進センターの活動に関する事項等を検討し成年後見制度の利用促進を図ることを目的としています。

《流山市成年後見相談窓口連携会議》

流山市成年後見地域連携ネットワーク会議の事前会議として位置づけるとともに、勉強会を兼ね、権利擁護支援の一次相談窓口となる事業所の機能向上を図ります。また、一次相談窓口の抱える課題の抽出や情報共有を行い、各相談窓口の連携強化を図ります。

(2) 成年後見制度等権利擁護支援の推進

ア 成年後見制度の普及・啓発

成年後見制度を含む権利擁護の仕組みについて、市民にとってより身近な制度となるよう、また、成年後見ニーズのある対象者が制度の利用に結び付くよう普及・啓発を図ります。具体的には成年後見推進センターによる出前講座の実施や市民を対象とした講演会の開催、専門職対象研修会の開催等を通し、成年後見制度を利用する可能性のある本人や家族、介護・医療・福祉、金融機関等の関係者に対する周知を行います。一般的な広報に加えて、成年後見制度の利用の効果・留意点や制度の活用が有効な事案のほか、支援を必要としている方を発見し支援に繋げることの重要性等の周知・啓発、市内における相談窓口の周知を図ります。加えて任意後見制度や日常生活自立支援事業に関する周知活動も強化していきます。なお、既存の講習等の回数は維持することとし、普及啓発を行うべき各対象に合わせた効果的な方法を検討し行います。

項目		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
計画値	市民向け講演会	年間1回	年間1回	年間1回	年間1回	年間1回
	専門職対象研修会	年間1回	年間1回	年間1回	年間1回	年間1回
	出前講座	年間13回	年間13回	年間13回	年間13回	年間13回

イ 市長申立て及び報酬助成の実施

成年後見制度利用支援事業を実施することにより、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいない、成年後見人等の報酬を負担できない等の理由で制度を利用できない方に対し、市長申立てや成年後見人等への報酬について助成を実施し、引き続き制度利用の支援を行います。また、利用支援事業の周知を図るとともに実施内容について適宜見直しを行い、必要とする方を制度の利用に結び付けられるよう取り組みます。

項目			令和９年度	令和１０年度	令和１１年度	令和１２年度	令和１３年度
計画値	市長申立て	高齢者	28 件	30 件	32 件	34 件	36 件
		障害者	3 件	3 件	3 件	3 件	3 件
	報酬助成	高齢者	42 件	44 件	46 件	48 件	50 件
		障害者	12 件	13 件	14 件	15 件	16 件

(3) 担い手の確保

ア 市民後見人の養成・育成の在り方の検討

市民後見人の周知を行うとともに、民法改正に伴う、成年後見制度の見直しを踏まえ市民後見人の養成・育成の在り方について検討を行います。また、地域共生社会を目指した、支える側の市民の社会参加という視点を踏まえ、国や県、法人後見実施団体等の取組と連携しながら検討を進めます。また、養成された方が実際に活躍する場の確保についても重点的に検討を行い、段階的な体制整備に取り組みます。

イ 後見活動支援の検討

成年後見推進センターにおいて、専門職団体と連携しながら親族後見人を含む成年後見人等が相談できる仕組みを整備するとともに、権利擁護支援チームによって課題解決に向けた支援の調整を行うことができるよう中核機関の連絡調整機能を強化していきます。また、成年後見人等の参画した権利擁護支援チームが、円滑に連携を図りながら本人を支援することができるよう、意思決定支援の重要性や成年後見人等の役割についての普及・啓発等に取り組みます。

■市内相談窓口

【一次相談窓口】		
高齢者なんでも相談室		
北部高齢者なんでも相談室 (流山市北部地域包括支援センター)	流山市江戸川台東2-19 (旧)江戸川台出張所	電 話：04-7155-5366 ファクス：04-7154-3207
北部西高齢者なんでも相談室 (流山市北部西地域包括支援センター)	流山市大字中野久木421 花のいろ内	電 話：04-7197-1378 ファクス：04-7197-1615
中部高齢者なんでも相談室 (流山市中部地域包括支援センター)	流山市下花輪409-6 東葛病院付属診療所内	電 話：04-7150-2953 ファクス：04-7158-8419
東部高齢者なんでも相談室 (流山市東部地域包括支援センター)	流山市野々下2-488-5 あざみ苑内	電 話：04-7148-5665 ファクス：04-7141-2280
南部高齢者なんでも相談 (流山市南部地域包括支援センター)	流山市平和台2-1-2 流山市ケアセンター2階	電 話：04-7159-9981 ファクス：04-7178-8555
障害者相談支援事業委託事業所		
西深井地域生活支援センターすみれ	流山市西深井390-1	電 話：04-7154-6202 ファクス：04-7192-6200
相談支援センターまほろば	流山市野々下1-319	電 話：04-7196-7803 ファクス：04-7147-2680
相談支援事業所PHARE (ファール)	流山市南流山1-14-8 ロジカル南流山101	電 話：04-7136-2933 ファクス：04-7136-2644

【二次相談窓口】

流山市成年後見推進センター	流山市平和台２－１－２ 流山市ケアセンター３階	電 話：０４－７１５７－１２７５ ファクス：０４－７１５９－４７３６
---------------	----------------------------	---------------------------------------

【流山市役所】

健康福祉部高齢者支援課	流山市平和台１－１－１ 第２庁舎１階	電 話：０４－７１５０－６０８０ ファクス：０４－７１５９－５０５５
健康福祉部障害者支援課	流山市平和台１－１－１ 第２庁舎１階	電 話：０４－７１５０－６０８１ ファクス：０４－７１５８－２７２７

資料編：（１）成年後見制度の概要

この内容は、「民法等の一部を改正する法律」（令和８年法律第４５号）施行前の制度概要となります。同法の施行により成年後見制度が見直される予定です。なお、同法は令和８年６月２４日に公布されており、公布日から２年６か月以内に政令で定める日に施行される予定です。

■成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスの契約や施設へ入所するための契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるがあっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができておらずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の２つの制度があります。法定後見制度では、家庭裁判所が個々の事案に応じて成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、その権限も基本的に法律で定められているのに対し、任意後見制度では、本人が任意後見人となる方やその権限を自分で決めることができるという違いがあります。

■法定後見とは

法定後見制度には本人の判断能力の程度に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の３つの制度が用意されています。「後見」、「保佐」、「補助」の主な違いは、次の表のとおりです。

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる方	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など		
本人が行うにあたって、成年後見人等の同意が必要な行為		民法13条1項所定の行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める行為（民法13条1項所定の行為の一部）
成年後見人等により取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上	同上
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」	同左

■任意後見制度とは

任意後見制度は、本人が十分な判断能力のあるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自分の選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくものです。

■成年後見人等とは

成年後見人等は、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任します。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士等の専門職）や市民後見人（国の定める基準を満たす研修を修了した市民）、福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合があります。また、成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身の回りの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。具体的には、本人の希望や身体の状態、生活の様子等を考慮して、必要な福祉サービスや医療が受けられるよう、介護契約の締結や医療費の支払いなどを行ったり必要に応じて、本人の不動産や預貯金など財産の管理を行います。成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けます。

資料編：（２）民法改正後の成年後見制度の主な変更点

■「後見」「保佐」「補助」（３類型）の「補助」への一元化

現行の成年後見制度における「後見」「保佐」の制度が廃止され、「補助」のみとなります。本人の判断能力が不十分であること、本人の同意、制度利用の必要性を要件として、利用する本人が必要とする特定の行為について、個別に権限が付与されることになります。このことによって、本人にとって必要な範囲での制度利用を可能とし、本人の自己決定に対する必要以上の制限が防止される見込みです。例外的に、補助の制度を利用する方が判断能力が欠けているのが通常の状態の方であると認定されるときは、法定の重要な財産行為についていずれも取消可能とする仕組み（特定補助の仕組み）を選択して利用することが可能です。

■制度の終了の柔軟化

現行の成年後見制度では、利用動機の事務が終了しても、判断能力が回復しない限りやめることができませんが、見直し後は判断能力が回復していない場合でも、制度利用の必要がなくなったと家庭裁判所が認めるときは申立て又職権により、制度利用が終了可能になります。

■補助人の解任（交代）の柔軟化

現行の制度では成年後見人等に不正な行為（横領等）や著しい不行跡、その他後見の任務に適しない事由があるときのみ成年後見人等の解任（交代）が認められていましたが、見直し後は解任事由に「本人の利益のために特に必要があるとき」が追加され、補助人に不正な行為（横領等）がない場合であっても、補助人が本人と面談を行わない等によって本人が適切な保護を受けることができないときなどにも解任（交代）が可能になります。

■本人の意向把握の法的義務化

補助人がその職務を遂行する際に、本人に情報提供し、本人から話を聴く等の適切な方法により、本人の意向を把握しなければならないことが規定されます。

■任意後見制度について

現行の制度では任意後見人の監督をする任意後見監督人の選任が必須でしたが、見直し後は家庭裁判所が必要ないと認めるときは任意後見監督人を選任しないことが可能になります。その他、任意後見契約の効力の発生順序を定めることができるようになる等の見直しがされます。

資料編：（３）流山市独自の取組について

昨今、高齢者数の増加やそれに伴う認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加、知的障害者や精神障害者を取り巻く課題の多様化等により権利擁護支援を必要とする方の課題も複雑化、複合化しています。そうした課題を持つ方の支援を行うにあたり、一次相談窓口等が支援の方向性に迷わず、迅速かつ的確に支援にあたること、早期に支援対象者の権利擁護支援チームを構築することが求められることから、流山市独自の取組として「流山市権利擁護アドバイザリー」と「流山市受任者調整を見越した事前関与スキーム」の整備を進めています。

○流山市権利擁護アドバイザリーの概要

一次相談窓口等が複雑化、複合化した課題を持つ方の支援を行うにあたり、支援の方向性に迷う場合や法的課題等が発生した場合に弁護士から直接助言及び指導を受けることができる仕組みです。弁護士から複雑化、複合化した課題の情報の整理や求められる支援の方向性、着手すべき優先順位やその方法、留意すべき法的なリスク等の助言及び指導を受け、支援が必要な方へ迅速かつ適切な支援を行うことを目的としています。また、権利擁護アドバイザリーは支援対象者の課題等を客観的に勘案し、成年後見人等としてふさわしい職種を提案する機能を持ちます。事前関与スキーム（後述）を使用した場合においては第三者として客観的視点を確保し、事前関与した専門職と共に協議を行い、受任者調整の役割を果たします。

○流山市受任者調整を見越した事前関与スキームの概要

成年後見制度の利用が必要であると思われる方に対し、成年後見業務を受託可能な専門職等が成年後見人等になる前から本人の支援チームに加わり、支援対象者やその家族、支援対象者に既に関わっている支援者との信頼関係を築くとともに、本人の状況に合わせた適切な成年後見人等候補者の検討を行い、支援対象者の成年後見制度利用開始前から、継続した支援を行うことを目的としています。

なお、事前関与スキームで関与した専門職等が本人の持つ課題を勘案し、成年後見人等として適切かどうかを上記の権利擁護アドバイザリーを活用し、第三者である弁護士の客観的な視点を踏まえ検討することにより透明性を担保します。

【い】

意思決定支援

自ら意思を決定することに困難を抱える方が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援すること。本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討し支援すること。

【け】

権利擁護

認知症高齢者や知的障害者等で判断能力が十分でない方に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助などを行うこと。

【こ】

高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）

地域で暮らす高齢の方々を、保健師等、社会福祉士及び主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）が連携して、介護、福祉、健康、医療等、様々な面から総合的にサポートする相談窓口。流山市内に５か所設置している。地域包括ケアシステム構築に向けて中核的な役割を担う。

【し】

自己決定権

個人が自分の人生や生活について、自由に自分で決定する権利。公共の福祉に反しない限り、最大限尊重される。

市民後見人

一般市民が成年後見人となり、認知症等により判断能力が不十分な方の財産管理等の後見執務にあたること。市民後見人は弁護士や司法書士、社会福祉士等の資格は持たないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高く、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた市民のなかから、家庭裁判所の審判により選任される。

終身サポート

身寄りのいない高齢者や障害者、生活困窮者などが安心して生活できるよう、日常生活の支援から入院・入所時の身元保証、意思決定支援、死後事務までを一体的に支援するもので、民間事業者を中心としたサービスであり、令和６年６月には、内閣官房が中心となり、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインを策定している。

身寄りのいない高齢者などの増加により、そのニーズは増しており、令和８年度の社会福祉法の改正により第２種社会福祉事業に位置付けられることとなりました。

障害者相談支援事業委託事業所

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように相談できる施設。流山市の委託している相談支援事業所は、市内 3 か所（すみれ、まほろば、ファール）と市外 1 か所（サポートセンター沼南）がある。流山市が相談支援事業所に委託している内容は次のとおり。

- ① 障害者相談支援事業（福祉サービスの利用や地域生活に関する相談等）
- ② 権利擁護事業（虐待、差別、成年後見制度に関する相談等）
- ③ 流山市地域自立支援協議会の運営

身上保護

成年後見人等が本人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況に配慮して、居住、医療、介護等、契約行為の履行を適切に行うこと。直接の介護や医療行為への同意、身元保証人への就任は含まれない。

【せ】

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。成年後見制度には任意後見制度と法定後見制度がある。

任意後見制度

任意後見制度とは、本人が十分な判断能力のあるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自分が選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくもの。

法定後見制度

法定後見制度とは、本人の判断能力が不十分となった際に、法律行為（財産管理や契約の締結等）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人の意思を尊重しながら代理して行うほか、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行うもの。

本人の判断能力に応じて、判断能力が不十分な方を対象とする「補助」、判断能力が著しく不十分な方を対象とする「保佐」、判断能力が欠けているのが通常の状態の方を対象とする「後見」の 3 つの類型がある。制度利用には、家庭裁判所に本人、配偶者又は四親等内の親族等が申立てを行う必要がある。なお、身寄りがない場合は市区町村長が申立てを行うことができる。

【な】

流山市成年後見推進センター（中核機関）

国の成年後見制度利用促進基本計画に規定する中核機関として、令和 3 年度から設置。主に支援関係者から成年後見制度等権利擁護支援に関連する相談を受け付けているほか、研修会や講演会等の開催を通して成年後見制度等の権利擁護支援の普及啓発に取り組んでいる。関係機関による地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核的な機関としての役割を担う。

【に】

日常生活自立支援事業

高齢者や障害者で、福祉サービスの手続きや金銭管理等が心配な方に、利用者との契約に基づき、生活支援員（または専門員）が福祉サービス利用援助や預貯金の出し入れなどを援助する事業。流山市社会福祉協議会が行っている。

【の】

ノーマライゼーション

障害の有無に関わらず、社会生活を共にし、お互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す考え方。

第2期流山市成年後見制度利用促進基本計画

— 令和9年度～令和13年度 —

令和9年3月

企画・編集：流山市 健康福祉部 高齢者支援課・障害者支援課

住所：〒270-0192 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

電話：04-7158-1111（代表）



流山市
Nagareyama City